

# 富山県立大学大学院工学研究科履修規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）

第 13 条の規定に基づき、工学研究科の授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 授業科目の必修又は選択の区分等については、別表のとおりとする。

(指導教員)

第 3 条 学生について、指導教員を定めるものとする。また、指導教員は学生に対する研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の研究指導の計画を明示するため、研究指導計画書（様式 1）を作成するものとする。

(履修申請)

第 4 条 履修申請については、富山県立大学工学部・情報工学部履修規程（以下「工学部・情報工学部履修規程」という。）第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

(修士論文及び博士論文の提出)

第 5 条 博士前期課程において、所定の授業科目を 32 単位以上修得した者又は修得見込みの者は、修士論文を提出することができる。

2 博士後期課程において、所定の授業科目を 14 単位以上修得した者又は修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

(他の専攻の授業科目の履修)

第 6 条 学生は、他の専攻の必修科目以外の授業科目を履修することができる。ただし、機械システム工学専攻の必修科目のうち、専門基礎の部門に係る授業科目については、他の専攻の学生が履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位については、博士前期課程における機械システム工学専攻にあつては 4 単位、知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻、環境・社会基盤工学専攻及び生物・医薬品工学専攻にあつては

6 単位を超えない範囲内で、大学院学則第 19 条第 1 項の単位に算入することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、富山県立大学研究生規程第 9 条の 2 第 3 項の規定により富山県立大学論文準修士の称号を授与された者（以下「論文準修士称号保有者」という。）が第 1 項の規定により履修した授業科目の単位については、大学院学則別表に掲げる博士前期課程における MOT の部門に係る授業科目と合わせて機械システム工学専攻にあつては 6 単位、知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻、環境・社会基盤工学専攻及び生物・医薬品工学専攻にあつては 8 単位を超えない範囲内で、大学院学則第 19 条第 1 項の単位に算入することができる。

（他の大学の大学院における授業科目の履修）

第 7 条 学生が、他の大学の大学院との協議に基づき、当該大学の大学院において履修した授業科目については、博士前期課程においては工学研究科委員会の議を経て、前条第 2 項に定める単位数と合わせて機械システム工学専攻にあつては 4 単位、知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻、環境・社会基盤工学専攻及び生物・医薬品工学専攻にあつては 10 単位を超えない範囲内で、大学院学則第 19 条第 1 項の単位に算入することができる。

（入学前既修得単位の認定）

第 8 条 大学院学則第 16 条第 1 項の規定により単位の認定を受けようとする者は、入学後、指定された期限内に所定の手続により、工学研究科長（以下「研究科長」という。）に願い出なければならない。

- 2 大学院学則第 16 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位の取扱いについては、工学研究科委員会の定めるところによる。

（授業科目修了の認定、試験に関する不正行為、単位認定の対象授業科目、再履修及び追試験）

第 9 条 授業科目修了の認定、試験に関する不正行為、単位認定の対象授業科目、再履修及び追試験については、工学部・情報工学部履修規程第 8 条、第 9 条、第 11 条前段及び第 12 条の規定をそれぞれ準用する。

（成績評価）

第10条 授業科目の成績評価は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、試験を行わない授業科目の評価については、合格又は不合格をもって表すことができる。

2 修士論文及び博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格をもって表すものとする。

(工学部在学時修得単位の認定)

第11条 大学院学則第17条第2項の規定により単位の認定を受けようとする者は、所定の手続により、研究科長に願い出なければならない。

2 大学院学則第17条第2項の規定により認めることができる単位の取扱いについては、工学研究科委員会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表の応用統計熱力学、熱設計学、材料界面工学及び植物生化学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表のセンサロボット工学、ヒューマンロボットシステム、意思決定とデータ科学、システム制御論、酵素化学工学、応用生物プロセス学、微生物工学、応用生物情報学、製薬化学工学及びバイオ医薬品工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表の耐震設計特論、粉粒体プロセス工学、軽金属構造材料学、複合材料工学特論、波動情報処理、工業計量学、応用統計学、情報数理科学、コンテクスト理解、電子工学基礎、情報工学基礎、機能材料物性特論、パワーデバイス工学、システム開発工学、情報メディア通信工学、電波工学特論及び知能・生体情報工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表の耐震設計特論、粉粒体プロセス工学、軽金属構造材料学、複合材料工学特論、波動情報処理、工業計量学、応用統計学、情報数理科学、コンテクスト理解、電子工学基礎、情報工学基礎、機能材料物性特論、パワーデバイス工学、システム開発工学、情報メディア通信工学、電波工学特論及び知能・生体情報工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表の表面工学特論、熱流体工学基礎、固体力学・設計生産工学基礎、材料設計加工学基礎、マイクロセンサ工学、マイクロロボティクスについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に置かれている工学研究科の各専攻に係る博士後期課程に施行日の前から引き続いて在学する者は、この規定による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、施行日以後に下記の旧科目を履修する場合、名称変更後の科目を履修するものとする。

旧科目名	新科目名
知能デザイン工学特別演習Ⅲ	知能ロボット工学特別演習Ⅲ
知能デザイン工学特別研究	知能ロボット工学特別研究
情報システム工学特別演習Ⅲ	電子・情報工学特別演習Ⅲ
情報システム工学特別研究	電子・情報工学特別研究
環境工学特別演習Ⅲ	環境・社会基盤工学特別演習Ⅲ
環境工学特別研究	環境・社会基盤工学特別研究
生物工学特別演習Ⅲ	生物・医薬品工学特別演習Ⅲ
生物工学特別研究	生物・医薬品工学特別研究

第3条 施行日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表の光センシング法、知能ロボット工学特別演習Ⅰ、知能ロボット工学特別演習Ⅱ、知能ロボット工学特別研究、ビッグデータ数理科学、IoT・コンテクスト理解、センサシステム特論、集積回路特論、パワーデバイス工学、薄膜電子デバイス工学、強誘電体工学、システム制御論、量子マテリアル工学、電子・情報工学特別演習Ⅰ、電子・情報工学特別演習Ⅱ、電子・情報工学特別研究、応用河海工学、環境・社会基盤工学特別演習Ⅰ、環境・社会基盤工学特別演習Ⅱ、環境・社会基盤工学特別研究、製薬化学工学1、製薬化学工学2、バイオ医薬品工学1、バイオ医薬品工学2、生物・医薬品工学特別演習Ⅰ、生物・医薬品工学特別演習Ⅱ、生物・医薬品工学特別研究及び前項の表に掲げる科目については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、

この規程による改正後の富山県立大学大学院履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表の製品開発・設計特論については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院工学研究科履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目の履修については、この規程による改正後の富山県立大学大学院工学研究科履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表のジョブ型研究インターンシップについては、この限りでない。